

中之島シティ法律事務所報

N C L a w L e t t e r

第23号

Vol. 23

September, 2023



巻頭言（松下 聡）	2
不正競争防止法の改正（池田 聡）	3
令和元年会社法改正—株主総会資料の電子提供制度— （北村 優香子）	5
サンサーンスの“オルガン付”と「断捨離」（三山 峻司）	8
理想の弁護士？（阪口 誠）	9
がんばれ、湯浅投手！！（湯浅 靖）、 4年ぶりの海外旅行（安田 幸司）	10
近況のご報告（矢倉 雄太）、 韓国語学習のリスタート（西川 侑之介）	11
出版案内	12

巻 頭 言

弁護士 松下 聡

「災害級の暑さ」と言われた夏が過ぎても厳しい残暑が続いているかと思いますが、皆様におかれましては、如何お過ごしでしょうか。

本年5月8日、新型コロナウイルス感染症の扱いが2類相当から5類に移行し、自粛要請などは無くなりました。事務所の周囲を見渡しましても、外国から来られたと思しき観光客の姿を見かけることが大幅に増えました。感染症が消滅したわけではないため注意は引き続き必要だと思いますが、やっと以前の日常を取り戻したように感じます。

一方で、このコロナ禍と呼ばれた数年で進んだ裁判所のオンライン化は、後戻りする心配がありません。以前であれば必ず裁判所に赴いて開かれていた手続きでも、一部オンライン会議が利用されるようになりました。遠隔地の場合の電話会議による手続きは一部ありましたが、現在では大阪地方裁判所で大阪の弁護士だけが出席する期日でも、裁判所が積極的にオンライン手続を推奨するようになりました。こうなると、裁判所が今までなかなか電話会議を利用させずにいたのは何だったのかという気もしてきます。

立法府の動きに目を転じると、世間の耳目を集めた新法として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し施行されました。この法律自体は結局、ほとんど国や地方公共団体、一部で事業主の努力義務で構成されており、直接一般国民に明確な権利義務を与えるものではありませんでした。しかし、個人情報保護法が成立したことで一般国民にも良くも悪くも個人情報保護の観点 that 定着したように、個々人の権利が尊重されるべきという価値観の広まりの中で、法律の条文を超えた影響が出る可能性もあります。判例への影響も含めて、今後の展開を注視したいと思います。

社会の変化と法律の変化、いずれについても置いて行かれないよう努力を続けたいと思います。ご指導ご鞭撻のほどお願いいたします。

不正競争防止法の改正

弁護士 池田 聡

令和5年6月7日に、不正競争防止法等の知的財産関係法の一括改正が成立しました。今回の改正は、(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、(3) 国際的な事業展開に関する制度整備の大きく3つの方向性での改正となっており、不正競争防止法だけではなく特許法や商標法の改正も含まれていますが、本稿では、これらのうち不正競争防止法の改正のうち重要な部分をご説明させていただきます。

今回の改正のうち、不正競争防止法の改正の中心的な点は、①デジタル空間における模倣行為の防止、②営業秘密・限定提供データ保護の強化、③国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化、④外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充の4点になります。

1 デジタル空間における模倣行為の防止

デジタル技術の進展により、メタバース等のデジタル空間の活用が進み、デジタル空間において精巧な物品の取引が行われるようになってきています。もっとも、デジタル空間における商品形態の保護に関して、意匠法による保護の対象は「物品」であることから、デジタル空間におけるデザインについて現実の物品と同様の保護を受けることは難しいと解されており、現実世界で保護される商品形態等について、デジタル空間でどのように保護を図るかが問題となっておりました。

本改正により、従来定められていた形態模倣規制（不競法2条1項3号）の対象行為に、電気通信回線を通じて提供する行為が含まれることになり、保護期間は販売開始から3年に限られるものの、デジタル空間上における商品の形態模倣行為が規制されることになりました。

2 営業秘密・限定提供データ保護の強化

営業秘密・限定提供データ保護の強化についてですが、まず、今回の改正により、限定提供データ（業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報。）の定義が明確化されました。限定提供データは、平成30年改正で不競法の保護対象とされましたが、制度創設時は、他社と共有するビッグデータは秘密管理されるものではないとの想定がなされていたこと、及び営業秘密に対する保護との重複を避けるため、「秘密として管理されているものを除く」との要件が付されておりました。もっとも、現在では、ビッグデータを自社で秘密管理し、必要に応じて他社に提供する場合があることから、秘密管理されたビッグデータも限定提供データの対象に含まれることになりました。

次に、営業秘密等の使用等推定規定の適用範囲の拡大がなされました。これまでも、技術上の営業秘密を不正取得し、かつその営業秘密を使用すれば生産できる製品を生産

している場合には、当該取得者がその営業秘密を使用したことを推定する規定が設けられていました。もっとも、オープンイノベーション・雇用の流動化の現状からすると、この規定では実際に営業秘密が不正取得された場合に対応できないとの問題が指摘されていたことから、技術的な秘密について、アクセス権原がある者が図利加害目的で情報を領得した場合や、不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った場合等にも適用されることとなりました。

また、営業秘密などの損害額算定規定の拡充もなされました。営業秘密等の侵害による損害においては、侵害行為と損害との因果関係の立証が困難であることから、損害額の推定規定が設けられています（不競法5条）。これは特許法等と同様の規律であるところ、特許法の改正により、被侵害者の生産・販売能力を超える部分についてもライセンス料相当額の損害賠償が認められる改正がなされたことと合わせて、営業秘密の侵害においても、被侵害者の生産・販売能力を超える部分についてもライセンス料相当額の損害賠償が認められるようになりました。

これらのように、営業秘密に関する今回の改正により、営業秘密の保護が拡充され自社の秘密情報を守ることの意義が大きくなるとともに、他社の営業秘密の侵害がないことにも注視する重要性が高まったこととなります。

3 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化

営業秘密の侵害事案においては、国内企業の営業秘密について、海外で侵害行為がなされる事案が発生しており、これに対して、刑事罰が適用されることは定められているものの、民事上の損害賠償請求が可能かどうかは明らかではありませんでした。今回の改正では、日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密に関する民事訴訟であれば、海外での侵害行為であっても、日本の裁判所で日本の不正競争防止法に基づき訴訟を提起することができることが明確化されました。もちろん、海外で訴訟を提起することも可能ですが、海外での訴訟提起は現実的でない場合もあり、企業にとって選択肢が増えたこととなります。

4 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充

4つ目は外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充です、外国公務員贈賄については、日本も外国公務員贈賄防止条約に加盟しているところ OECD から外国公務員贈賄罪の執行が十分でないとの指摘がなされてきました。そのため、今回の改正で外国公務員贈賄罪の法定刑の引き上げがなされるとともに、外国人従業員の海外での贈賄行為について従業員の国籍を問わず処罰することが可能となり、これに伴い、外国人従業員が所属する日本企業も両罰規定により処罰されることとなりました。

海外における外国人従業員の行為に対する監督は容易ではないところがありますが、本改正を受けて、海外進出企業のコンプライアンス体制の充実がさらに求められることとなります。

以上

令和元年会社法改正―株主総会資料の電子提供制度―

弁護士 北村 優香子

1 はじめに

令和元年の会社法改正で、株主総会資料の電子提供制度（以下「電子提供制度」と呼ぶことにします）が新設されました。電子提供制度は、令和4年9月に施行されましたが、実際には、施行後、最初に終了する事業年度に関する定時株主総会から適用されます。したがって、今年（令和5年）6月の定時株主総会が、電子提供制度が適用される初めての株主総会となった会社が多かったことと思います。今回は、電子提供制度の概要及びポイントについて簡単にお話しできればと思います。

2 導入の経緯

電子提供制度とは、今まで株主総会招集通知に添付して郵送していた、事業報告、計算書類、プラスして一定の場合に連結計算書類のほか、書面投票・電子投票を行う場合には株主総会参考書類（以下「株主総会資料」と呼ぶことにします）を、株主総会の3週間前までに会社のウェブサイト等に掲載する制度です。

改正会社法施行前は、公開会社では株主総会の2週間前までに株主総会資料を招集通知とともに株主に郵送することになっていましたが、上場会社など株主数が非常に多い会社では、これらの書類を全株主に郵送するとなれば、大量の書類を作成し、印刷し、封入し、郵送する作業を伴うことになるので、会社においては、株主総会のたびに、膨大なコストと時間を要することになっていました。また、株主にとっても、たとえば機関投資家は、実質株主のために慎重に議決権行使をしなければならないので、議案について十分な熟考期間がないとの問題点もありました。

株主総会資料の電子提供が可能になると、株主総会資料の印刷や郵送に要する時間と費用を削減することができるようになると同時に、早期に株主に対して株主総会資料を提供することや、株主総会資料に盛り込む情報をより充実させることが可能となります。そのことによって、株主が議案について検討する時間的余裕が生じるとともに、株式会社と株主との間のコミュニケーションの質の向上を図ることも期待できます。

これまでも株主総会資料を株主の個別的な同意を得てこれらの書類を電子的に提供する制度はありましたが、今回の改正はそれを大きく進めるものであり、電子提供制度は、会社及び株主の両方の観点から整備された制度となっています。

3 制度のポイントと注意点

電子提供措置をとる会社は、その旨を定款に定めることとなります。定款に電子提供をする旨を定めるかどうかは会社の自由なのですが、上場会社は、電子提供措置をとる

旨を定款で定めなければならないものとされています。つまり、全ての上場会社について、株主総会招集通知に添付される書類がウェブサイトに掲載されている状態にするということを、今回の会社法改正によって、一種の社会インフラにしたのです。

株主総会資料が株主総会の3週間前までに会社のウェブサイト等に電子提供される場合でも、招集通知はこれまでどおり株主総会の日から2週間前までに書面で株主に送付されます。もっとも、その場合の招集通知には、株主総会の開催を知らせるのに最低限必要な事項、及び株主に電子提供措置がされているウェブサイトにアクセスすることを促すための事項（具体的には、株主総会の日時・場所、株主総会の議題、及び電子提供がされているウェブサイトなど）が記載されるだけなので、1枚程度に収まるものとなります。

一方で、インターネットにアクセスすることが困難な株主を保護するための手当として、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主は、株式会社または口座管理機関（株主の口座がある証券会社）に対し、これまでどおり株主総会資料を記載した書面の交付を請求することができる旨の規定も新設されました。この書面交付請求は、株主総会における議決権行使の基準日までに行う必要があり、会社は、書面交付請求をした株主に対しては、招集通知を送付するに際し、株主総会資料の内容を書面にしたものを送付しなければなりません。

また、書面交付請求は、いったん行使されれば、請求をした株主が撤回しない限り、その請求の効力が継続するというものです。そうすると、単純に考えれば、年々書面交付請求をした株主が増加し続け、株主総会資料を印刷して送付するコストが増えてゆき、電子提供制度の趣旨に反することになってしまいます。これに対処するため、書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日から1年を経過したときは、会社は、当該株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（この期間は1ヶ月を下ることはできません）内に異議を述べるべき旨を催告することができ、この通知および催告を受けた株主が催告期間内に当該株主が異議を述べない限り、当該株主が1年以上前にした書面交付請求は、催告期間が経過したときに効力を失うものと規定されました。

今年の株主総会では、まだ電子提供制度あるいは書面交付請求の制度が株主に周知されていなかったため、書面交付請求を行った株主は多くありませんでした。一方で、制度が変わってすぐということもあり、電子提供をしながら、株主に従前どおり株主総会資料を書面で送付した（これをフルセットデリバリーといいます）上場会社が多くありました。電子提供措置をする旨の定款の定めがある会社は、フルセットデリバリーをしても電子提供をしなければなりません。フルセットデリバリーをする状況が継続すると、株主総会招集に関するコスト削減という電子提供制度の趣旨が実現できないこととなります。そこで、次年度以降は書面交付請求の制度を周知しつつ、フルセットデリバリーは辞めていく上場会社が増えるものと予想されます。

4 おわりに

以上のように、電子提供制度は、会社及び株主それぞれに存在する問題の解決への一助となる重要な制度であるとともに、全上場会社に強制的に適用される制度です。上場会社については、令和3年の産業競争力強化法の改正により、場所の定めのない株主総会、つまりバーチャルオンリーの株主総会も開催できるようになり、株主総会プロセスの電子化は急速に進んでいます。

もっとも、わが国では、まだまだインターネットにアクセスするのが困難な株主の人数が多いというのも事実です。会社法分野における電子化の促進と、そのような株主の保護とのバランスをどのようにとっていくかが、今後の課題となります。

サンサーンスの“オルガン付” と「断捨離」

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司

故あって今の住まい(拙宅)のごく近くに転居することになりました。

元拙宅は3階建てで、狭いながらも敷地に目一杯建てられ、収納スペースは、いろいろなものを押し込む余裕がありました。特に子供たちが家を離れ、その分空いたところに何やかやと収納が可能で、私と上さんと93歳になる義理の母の3人とアンコとキナコの愛猫2匹が暮らすには何の不足も感じていませんでした。ついでに付け加えると宅前の道路幅は狭く車が通りにくく静かで、銭湯や図書館やかかり付けの医院(内科医・歯科医)が至近という点も気に入っていました。

転居先の土地は、今の住まいよりやや広目ながら、庭が建蔽率を相当に食っており、2階建てで、全改築したものの基本的な躯体の構造は変わらず、建坪は元宅の2分の1程度で、収納スペースも限られたものになりました。

そこで転居先に合わせ所持物を大幅に減らさなければならなくなりました。立って半畳、寝て一畳との信条ですが、知らぬ間に垢がこびり付く残滓の様に所有物が増えていました。いざ捨てるとなると捨てられず途方に暮れる心持になっていきました。しかし転居日は迫る(「こんまり先生」の「こんまりメソッド」が欧米で人気なのも納得です)。



その象徴が、サンサーンスの“オルガン付” CD です(写真)。特に気に入りの一曲で、嵌ったように一時は繰り返し聴く時期がありました。オルガンは教会建物と一体となる楽器で、奏者だけではなく、何処のオルガンかなど、蘊蓄は一人前に垂れていましたが、気付くと60枚以上のCDがあり、一度聴いたきりや記憶なく打ちやったCDもあり所有枚数自体に満足している自分にも気付きました。ネットで音楽を楽しめる昨今、スペースのない我が家で大きな

顔をシラックに収まりかえるCDを眺め、CDでもないだろうと言いつつ聞かせつつ、結局、手元に3枚だけ残し、廃棄しました。林住期・貢献期の終活よろしく、元気なうちに処分する良いチャンスと考え直し、一事が万事で、何とか他の所有物も相当量処分することができました。



上さんの方はもっと大変です。衣類や食器、これまでの思い出の品々など精神的にも苦痛を伴う作業を強いられたはずです。

改築の打ち合わせが重なり、転居が体力的にも精神的にもこんなに応えるものかと実感しました。元気なうちにしかできない作業ですね。

今の心持を文字に残しておきたいと考えレターに投稿しました。

理想の弁護士？

弁護士 阪口 誠

私も弁護士である以上、どのような弁護士であるべきかを考えることがありますが、それはその人その人によって異なるのかもしれませんが、そこで、一般的にどのような弁護士が求められているのかを調べてみました。

第1に、専門知識と豊富な経験を持つことが重要です。理想的な弁護士は、法律や判例に関する深い知識を持ち、豊富な実務経験を積んでいます。これにより、クライアントの問題に対して適切な解決策を提供し、法的な観点からの確かなアドバイスをすることができます。

第2に、倫理と誠実さが求められます。理想的な弁護士は、高い倫理観を持ち、クライアントの利益を最優先に考えます。法律の範囲内で公正かつ正当な手段で問題を解決することが重要であり、クライアントの信頼を築くためにも誠実な姿勢が欠かせません。

第3に、コミュニケーション能力が重要です。理想的な弁護士は、クライアントとのコミュニケーションを大切にし、的確な情報を共有します。また、専門用語を分かりやすく説明し、クライアントが理解しやすいよう配慮することが必要です。

第4に、問題解決能力と柔軟性が求められます。理想的な弁護士は、複雑な法的問題に対して冷静かつ論理的に対応し、新しい視点から解決策を見つける能力を持っています。さまざまな状況に適応し、クライアントに最適な戦略を提供します。

第5に、共感と思いやりが大切です。理想的な弁護士は、クライアントの立場や感情に共感し、人間関係を大切にします。法律問題にはしばしば感情が絡むこともありますが、弁護士は冷静な立場からだけでなく、温かい心で寄り添うことが重要です。

総じて、理想的な弁護士は、高い専門性と倫理観、コミュニケーション能力、問題解決能力、柔軟性、共感力を持っています。これらの要素が組み合わさった弁護士は、クライアントの権利や利益を適切に守り、社会に貢献することが期待されます。

以上、生成 AI の回答でした。皆様もそのようにお考えでしょうか？

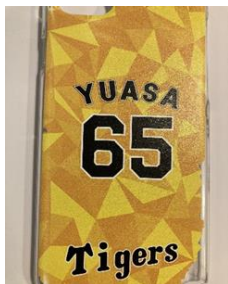
がんばれ、湯浅投手！！

弁護士 湯浅 靖

「同姓の有名人がいる」という人に対し、憧れというか嫉妬の気持ちを持っていたのですが、ついに「湯浅」という姓が脚光を浴びる日が来て、しかも我がタイガースの中心選手として現れたことで、日々の生活も変わりました。18年ドラ6でタイガース入団した湯浅投手ですが、事前に注目を集めていたわけではなく、怪我也あったようなので「3年もってこれればいいか・・・」というのが、正直な感想でした。やはり、19、20年と一軍登板がなく、21年に一軍デビューしましたが、3試合中継ぎ登板のみで防御率18.00でした。その21年に受注生産のスマホケースを購入することから、私の湯浅グッズ集めの生活が始まりました。

22年の活躍は、皆様ご存じかと思いますが、何度もスポーツ紙1面を飾るようになりました。母の日に8回をパーフェクトに抑えたことで1面ラッシュが始まり、その後オールスター初出場、CS1ST初戦の炎の回またぎ、3戦目の1死満塁からの伝説的ホームゲッツー、最優秀中継ぎ賞受賞、年俸840%アップ、侍ジャパン選出、メキシコ戦登板等々、一気に階段を駆け上がりました。

23年は守護神に指名されたものの、残念ながら、ORIX戦2本の被弾等悲劇的なシーンが続き、2軍落ちとなりオールスターも辞退することになりましたが、もう一度守護神の座をつかみ、息長い選手になってくれることを期待しています。



4年ぶりの海外旅行

弁護士 安田 幸司

この夏、約4年振りに家族で海外（ニューヨーク）に行ってきました。ニューヨークを選んだ理由は、息子が「ニューヨークに行きたい」と言ったからであり、それ以外の理由は特段ありません。

周りの人から既にお聞きかもしれませんが、円安とインフレの影響で、何もかもが高かったです。最終日にマクドナルドでハッシュポテト（単品）を頼んだのですが、3ドル69セントしました。日本だとこの値段で朝のセットが買えてしまいます。食事に関しては、日本の2～3倍ぐらいお金がかかったイメージでした。

4泊の滞在中は、観光に加えて、中学・高校時代の友人や、アメリカのロースクール時代の友人らと会うなどして過ごしました。また、ニューヨークメッツの試合の観戦にも行きました。観戦当日の先発ピッチャーがたまたま千賀選手だったこともあり、個人的にはいい思い出になりました。

今回の旅行で息子はニューヨークを大変気に入って、「来年もニューヨークに行く」と言い出しました。そして、早くも来年の夏のニューヨーク行きの飛行機のチケットを予約しました。来年にはこの円安が落ち着き、円高に進んでくれることを祈るばかりです。

近況のご報告

弁護士・弁理士・博士(法学) 矢倉 雄太

暑い日が続いておりますが、皆様お変わりございませんでしょうか。

早速ですが、私の近況について、簡単にご紹介させていただきます。

本年度から、大阪弁護士会知的財産委員会第3部会の部会長を担当させていただいております。第3部会では、主に対内研修に関する事項を取り扱っております。9月14日には、JR西日本様の吹田総合車両所への社会見学を企画し、大阪弁護士会知的財産委員会の会員や大阪弁護士会知的財産法実務研究会の研究員の皆様と同所へお伺いさせていただきました。

また、大変ありがたいことに、セミナーの講師のお話を頂く機会も増え、今後も、本年10月10日(火)に、関西特許研究会(KTK)様において、「デジタルネットワーク環境における商標権侵害」をテーマとしたお話をさせていただく予定です。

さらに、本年11月10日(金)には、一般社団法人大阪発明協会様主催のセミナーでも講師を担当させていただきます。同セミナーでは、「知的財産法の周辺と実務」という大きなテーマを掲げ、「ある会社の一つの画期的な製品の開発後に巻き起こる、知的財産法の周辺問題」について、エピソード+解説の形式でご紹介する予定です(取り扱うキーワードは、「営業秘密」や「生成AI」、「倒産と知財」ほか多数となります)。後者のセミナーにつきましては、大阪発明協会様のウェブサイトから、一般の方でもお申込み可能ですので、お手すきの方は、是非ご参加いただけますと幸いです。

韓国語学習のリスタート

弁護士 西川 侑之介

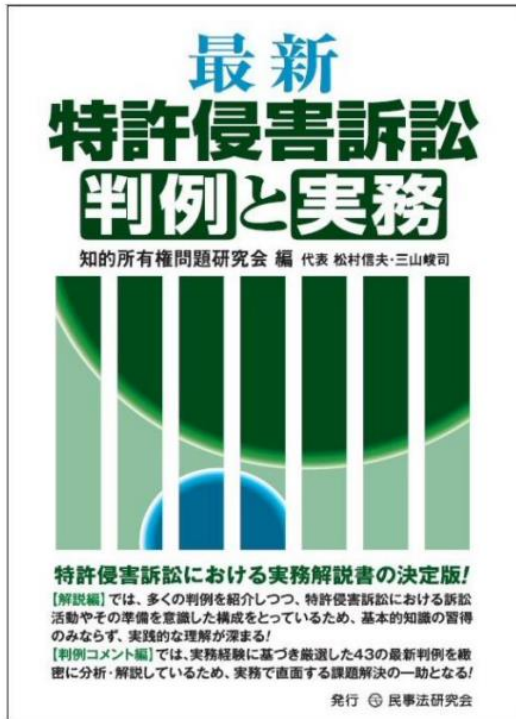
昨年、韓国人の妻と結婚したことを機に韓国語に接する機会も増えたため、この夏から再び韓国語の勉強をスタートさせました。

韓国語は学生時代に独学で勉強したことがあり、当時は、韓国旅行の際に旅先の人と簡単な会話をしたり、ソウルの東大門(トンデムン)市場で値切り交渉をするのを一つの楽しみに勉強していました。大学卒業後も、何度か勉強を再開しようと学習本を手にとったことはありましたが、なかなか勉強が続かず、数週間のうちに全く手に取らないようになっていました。

韓国語はハングルを読めるようになるまでは大きなハードルとなりますが、それ以降は比較的学習しやすいのではないかと思います。具体的には、文法の語順は日本語と同じであり、また、単語も漢字を語源とするものも多く、例えば、「気分」は「キブン(기분)」といったように全く同じ発音のものもあります。

いざ韓国語を話そうと思うとおりに言葉が出なかつたり、ちょっとした単語が思い浮かばなかつたりすることがよくあります。言語の習得には習慣化が欠かせませんので、これからも隙間時間を見つけながら勉強を続け、今度こそは外国語を話せるようになりたいと思います。

◇ 出版案内 ◇



当事務所弁護士三山峻司、同池田聡、同矢倉雄太及び同西川侑之介が執筆に加わった『最新 特許侵害訴訟判例と実務』（知的所有権問題研究会編／代表 松村信夫・三山峻司）が令和5年8月20日に株式会社民事法研究会より出版されました。本書は、第1部（解説編）において特許侵害訴訟の実務対応について解説され、第2部（判例コメント編）では直近のものも含めた判例解説が行われており、特許権侵害訴訟に携わる法律専門家や企業の法務担当者の方には是非手に取っていただきたい一冊となっております。

所属弁護士

弁護士・弁理士 三山 峻司
社会福祉士

弁護士 池田 聡

弁護士・弁理士 矢倉 雄太
法学博士

弁護士 阪口 誠

弁護士 松下 聡

弁護士 西川 侑之介

弁護士 湯浅 靖

弁護士 安田 幸司
N Y 州 弁 護 士

弁護士 北村 優香子

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号

大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http://www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

